

那覇市公報

第 1 5 3 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 平成22年(2010年)8月那覇市議会臨時会の招集について(総務課) 378
- 平成22年(2010年)8月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について(総務課) 379
- 公示送達について(福祉政策課) 379

公 告

- 住民票の職権消除の公示について(総務課) 380
- 国場住宅地建築協定の認可及び縦覧について(建築指導課) 380
- 公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について(道路管理室) 381
- 都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課) 383

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について(上下水道局総務課) 383

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿の縦覧場所について 384
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について 384

告 示

那覇市告示第 8 6 号

平成 2 2 年 7 月 2 3 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 2 2 年 8 月 2 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 財産の取得について ((仮称) 牧志・安里公民館図書館設置事業に係る保留
床売買契約の変更に伴う契約)
 - (2) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)
 - (3) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)
 - (4) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)
 - (5) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)
 - (6) 専決処分の報告について (平成 2 2 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

那覇市告示第 8 9 号

平成 2 2 年 7 月 3 0 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会への付託陳情

- (1) 不公平課税の是正について
- (2) 県産品の優先使用について
- (3) 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の決議を求めることについて
- (4) 憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことを再確認することについて
- (5) 平成 2 2 年度通常総会に於ける決議事項について

那覇市告示第 9 0 号

平成 2 2 年 8 月 2 日

掲 示 済

公示送達について

行政不服審査法(昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号)第 4 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 2 2 年 8 月 2 日 那覇市長 翁 長 雄 志

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

長崎県大村市松原本町 2 6 6 - 1 福島安子

2 公示事項

平成 2 1 年 2 月 1 3 日及び 9 月 9 日に提起された審査請求に係る裁決書の謄本はその送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、当該書類を那覇市健康福祉部福祉政策課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

公 告

那覇市公告第 7 0 号

平成 2 2 年 6 月 2 4 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

ただし、職権消除対象者名は省略する。**那覇市公告第 1 0 4 号**

平成 2 2 年 7 月 2 3 日

掲 示 済

国場住宅地建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 7 3 条第 1 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 認可番号 | 第 2 号 |
| 2 | 認可年月日 | 平成 2 2 年 7 月 2 3 日 |
| 3 | 建築協定の名称 | 国場住宅地建築協定 |
| 4 | 建築協定区域の地名地番 | 那覇市字国場前原
3 0 3 番 1、3 0 8 番 1、他 1 2 筆 |
| 5 | 縦覧場所 | 那覇市役所都市計画部建築指導課
那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎 5 F |

那覇市公告第 1 1 8 号

平成 2 2 年 8 月 2 日

掲 示 済

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について

登記事務業務の委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号。)第13条第1項の規定により公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成22年度 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託
- (2) 業務の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約の翌日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 那覇市役所管内
- (5) 予定価格 11,686,000円(消費税抜き)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けたものであること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、5人以上が連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
 - イ 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が5人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
 - ウ 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 入札説明書の配布及び入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、那覇市建設管理部道路管理室(新都心銘苅庁舎4階 住所:那覇市銘苅2丁目3番1号)備え付けの入札説明書及び一般競争入札参加確認申請書を受け取り、2に掲げる事項について、証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 配布及び提出期間 平成22年8月3日(火)から平成22年8月9日(月)の午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日は除く)。
- (2) 配布及び提出場所 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
那覇市建設管理部道路管理室(新都心銘苅庁舎4F)
電話番号 098-951-3237
(担当:占用グループ 安里)

- (3) 提出方法 提出場所に持参すること。
- 4 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
3 - (2) に同じ。
- 5 入札の方法
- (1) 郵便入札 (一般書留、配達証明、配達日指定郵便のすべてを指定し郵送すること)。
- (2) 配達指定日 平成 22 年 8 月 19 日 (木)
配達日を指定するためには、配達指定日の 2 日前までに郵便局での手続きが必要。
- (3) 宛先 〒900 - 0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
新都心銘苅庁舎 建設管理部 道路管理室
- (4) その他 直接持参又は F A X による入札は、不可とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合はその落札は効力を失い、損害賠償金として、見積もった契約金額の 100 分の 5 以上を那覇市に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 7 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、那覇市道路管理室から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 9 その他
- (1) 入札方法 入札参加者は、各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。入札の際は、封筒に入札書と業務数量表 (特記仕様書の別紙 2) を同封すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

那覇市公告第 1 2 6 号

平成 2 2 年 8 月 4 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画決定図書の写しの送付を受けたので、同条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類 那覇広域都市計画防災街区整備事業
- 2 都市計画の名称 農連市場地区防災街区整備事業
- 3 縦 覧 場 所 那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 7 号

平成 2 2 年 8 月 2 日

公 布 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮里 千里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 8 9	有限会社 金丸土木	宜野湾市我如古 1丁目39番地28	小橋川 清	平成22年 7月29日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 2 2 号

平 成 2 2 年 8 月 1 6 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 3 条第 2 項の規定により、平成 2 2 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 2 3 号

平 成 2 2 年 8 月 1 6 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 7 第 2 項の規定により、平成 2 2 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局